

日社福士2013-239

2013年9月5日

内閣府障害者施策担当 御中

社団法人日本社会福祉士会  
会長 鎌倉 克英



### 障害者基本計画（案）についての意見

今回の障害者基本計画（案）では、障害者権利条約の締結に向けて、目標期限が記載されたことについて高く評価し、専門職団体として、その実現に向けた協力は惜しまない考えであります。障害者の権利及び尊厳を保護および促進する観点から、「Ⅲ-1. 生活支援」について以下の通り意見を述べます。

#### 1-(1) 相談支援体制の構築について

障害者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を構築するためには、総合的な相談支援機関の設置や人材の確保を進めるとともに、支援に当たる人材の質についても言及すべきと考える。

1-(1)-5、6、7 に挙げられた支援センターに配置される相談員・支援コーディネーターのほか、施設長や相談支援専門員、サービス管理責任者はその職責として、ソーシャルワークの価値と理念に基づき、「個人の尊厳と平等」「社会正義の実現」「利用者の自己実現とエンパワメント」を目的とした支援を展開しなければならない。

障害者が、どこの地域で暮らしても、一定の質の担保された支援を受けることができるよう、各項目にはソーシャルワークの専門職である社会福祉士の活用を記載すべき。

#### 1-(1)-3 基幹相談支援センターについて

地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターは、障害者等の総合的な相談支援を行うことから、高度な専門性と公平中立性が求められる。また、虐待対応や成年後見等、関係機関との連動が求められ、各機関に配置された職種間の連携が必要となる。地域包括支援センターの例にあるとおり、多職種連携の要として、当該センターの職員には、それらを業とする社会福祉士の活用を記載すべき。